

～ “うっかり” が課徴金の対象に?! ～

事業継続のために知っておきたい「薬機法」

個別相談会

2021年8月の薬機法改正により、医薬品などを取り巻く環境が大きく変化しました。薬機法は医療品や美容化粧品だけでなく、それに関連する健康食品や雑貨まで幅広い商品が規制の対象であり、製造や販売だけでなく、流通や広告までの流れを一貫して規制する法律です。「チラシを作ったけど、この表記は問題ないの?」、「どこまでが医薬品的表現にあたるのかわからない…」といったことでお困りの方、実務経験豊富な専門家が応えます。この機会にチェック・見直しをしてみませんか？

予約制となっておりますので、お早目にご予約の上、ご活用ください。

《ご相談内容の例》

- 広告規制のポイントを知りたい
- 自社広告物のチェックをしてほしい
- 法改正で変化した点・注意するポイント
- 課徴金制度の施行について

薬機法は幅広い商品が規制の対象となります。自社の広告物や、実践している内容を一緒にチェック・見直しします。まずはお気軽にご相談ください。

《講師》 美濃 佳奈子 氏

WEB マーケティング薬事法コンサルタント
薬事法管理者/フリーライター

《受講料》 無料

《定員》 8名（先着順）

《実施日時》※予約制

9月28日（火）10：00～16：00
10月13日（水）10：00～16：00



《プロフィール》

健康食品を販売するネットショップにてサイトディレクション、広告運営を担当する。その後、フリーライターとして独立。大手製薬会社、大手化粧品メーカーのコンテンツ制作を担当（現在も継続中）。大手企業の法務対応に直面し、実践的に学ぶ。現在は、WEB マーケティング薬事法コンサルタントとして、薬機法や景表法、ガイドラインなどの関連法に抵触しない広告制作（薬機法対応×SEO コンテンツ、薬機法対応×プロモーション）をサポートしている。

《場所》

大津商工会議所（大津市打出浜2-1
コラボしが21 9F）

◎お問合せ 大津商工会議所中小企業振興部
（担当：田中・八田）

TEL 077-511-1500

☆Zoomによるオンライン相談も可能です！☆

大津商工会議所 行 FAX 077-526-0795

| | | | | | |
|----------------|------------|------------------|-------|------|---------|
| 事業所名 | | | 参加者氏名 | | |
| 住所 | 〒 | | | | |
| 電話番号 | - | - | FAX番号 | - | - |
| E-mail | @ | | | | |
| 相談内容 | | | | | |
| 希望日 (複数回答可) | 9/28・10/13 | 希望時間帯 (複数回答可) | 午前・午後 | 参加方法 | 現地・Zoom |